

可児市農業委員会第1回農業委員会総会議事録

開催日時	平成28年1月5日(火)午後3時30分から4時40分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
出席委員	奥村 武司、生田 信昭、吉田 正則、奥村 信隆、可児 隆彦、續木 明彦、 山田 照男、井藤 平榮、堀井 省治、大澤 正幸、小池一二三、渡邊 千春、 可児すみ子、勝野 英俊、可児 勉、土田 幸嗣、仙石 廣男
欠席委員	菱川 幸夫、杉本 隆久
事務局	事務局長 牛江 宏 課長 堀部 建樹、係長 渡辺 義信、書記 山本 尚美
議案	第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第3号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第5号 土地現況確認申請書(非農地)について 第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について
議事局長	開会に先立ち、事務局から発言を求められていますので、お願いします。 事務局から議案書の訂正がありますので、よろしくお願いします。 現地確認の案内と一緒に送りました、第1回可児市農業委員会総会議案書の議案番号を付け間違いをしておりましたので、机に置いてある議案書と差し替えていただくようよろしくお願いいたします。 次に議案書9頁、議案第4号受付番号2の現況地目が一般個人住宅となっておりますが、宅地と訂正願います。以上です。
議長	平成28年第1回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の欠席委員は8番菱川幸夫委員、9番杉本隆久委員の2名で、只今の出席委員は17名と定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行いません。本日の署名委員は議長において、1

番奥村武司委員、2番生田信昭委員の両名を指名します。

議長 日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について、を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明させていただきます。今回は、贈与による所有権の移転1件の申請があります。

受付番号1の案件は、譲渡人の中恵土の方と譲受人の中恵土の方外1名との間における贈与による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字新屋敷、地目は田で、面積は合計837㎡、農振区域内の農用地区域外における農地です。

譲受人は、申請地東隣接の田を所有しており、申請地との一枚田であり以前より耕作してきた。今回、兄弟間での贈与で取得するものであり、譲受人夫妻での共有となっております。譲受後の耕作面積は3,344㎡となります。

なお、関連案件で申請地隣接の北側の譲渡人の田について、利用権設定の申出が、同時提出されております。

本案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言をお願いします。受付番号1中恵土をお願いします。

山田委員 受付番号1について、7番山田が報告します。

現状は一枚田の水田で、譲受人が取得後も継続して耕作するというので、周囲の環境に影響はなく、問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第3、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について、を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は2件の申請があります。

受付番号1の案件は、申請人の下切の方が、貸駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下切字田光前、地目は田で、面積は632㎡、農振区域内の農用地区域外における農地で、申請地の東、西、南側は道路、北側は申請人の店となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としまして、申請地北側隣接の申請者経営のコインランドリーの駐車場の増設及び近接の自動車販売店の展示車両置き場として利用するとの計画であります。

農地転用許可区分は、はせがわ小児科まで 490m及び勤労者総合福祉センターまで 500mであることから第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は東側の道路側溝へ、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。
受付番号2の案件は、申請人の今渡の方が、共同住宅を建設するため転用許可を求め

るものです。
土地の概要は、今渡字大清水、地目は畑で、面積は678㎡、近隣商業及び第1種住居地域内における農地で、申請地の東側は申請人の貸駐車場、西側は宅地、南側は道路、北側は宅地となっており、許可後平成28年10月末までの計画としての申請です。

転用事由としまして、申請地東側隣接の雑種地を一体利用して、共同住宅2棟2階建て4戸、8戸を建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、近隣商業及び第1種住居地域であることから第3種農地と判断

されます。
一般基準判定につきましては、雨水排水は南側の道路側溝へ、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障に

なることはないと思われま

す。
周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処

し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま

す。
以上です。

議 長
小池委員

ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、

発言をお願いします。受付番号1下切をお願いします。
受付番号1について、13番小池が報告します。

北隣で経営されているコインランドリーの駐車場不足と新たな土地運用ということで、

露天の貸し車を設置するという申請です。
立地基準は前面道路に上水道、下水道は整備されており、はせがわ小児科まで490m、

勤労者総合福祉センターまで500mの距離にあり、第3種農地ということが言えます。
北はコインランドリー、東、南、西は道路で農地に隣接しておらず、終末にあたるの

で農業用水に影響はありません。雨水排水は前面道路に流すということで農地に影響は

なく、問題ないと思います。
農地の所在ですが、下切タコウマエと言われましたが、タミツマエですので、修正を

議 長
大澤委員

お願いしたいと思います。
ご苦労さまでした。続きまして、受付番号2今渡をお願いします。

受付番号2について、菱川委員が欠席ですので、12番大澤が報告します。
土地区画整理事業がされたところで、土地活用するための区画整理が済んでいると

議 長
吉田委員

ころです。今回は自分の土地と駐車場となっているところを一体利用して集合住宅を建

てるということで、区画整理事地内で、問題ないと思います。
ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意

大澤委員 始末書が要るような気がします。どうでしょうか。

議長 建物が建っていましたが、農機具用の建物で、農地に建てることができるということで、農機具が入れてありましたので、問題ないと判断しました。

事務局 吉田委員、よろしいですか。

議長 他にご意見はございませんか。

事務局 小池委員からご指摘のありました、字名について、税務課の資料を基に発表しておりますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。小池委員、どうぞ。

小池委員 通常この地域はタミツと言っておりますので、そう思いましたが、それで結構です。

議長 他にございませんか。

議長 【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第3、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第4、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について、を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権移転9件、使用貸借権の設定4件、賃貸借権の設定2件、合計15件の申請があります。

受付番号1の案件は、譲渡人の下恵土の方と譲受人の久々利の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が自宅への進入路を拡幅するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、久々利字日面、地目は畑、面積は35㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地、西側は道路、南側は進入路、北側は譲渡人の畑となっております。許可後2ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、東側隣接の宅地を一体利用して、譲受人の自宅への進入路を拡幅するとの計画であります。

農地転用許可区分は、住宅施設が連たんしていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝へ、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われまます。

受付番号2の案件は、譲渡人の大森の方と譲受人の名古屋市緑区の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が太陽光発電施設を設置するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字奥山外1筆、地目は登記簿原野、課税は田、現況は樹園地と田、説明資料9頁、地目原野(畑)を(樹園地と田)に訂正、面積は合計1,416㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東、西、南側は道路、北側は水路となっております。許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、申請地に太陽光発電設備 49.5kw を設置するとの計画であります。

農地転用許可区分は、住宅や事業施設が連たんしていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号3の案件は、貸渡人の羽崎の方と借受人の瀬田の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、羽崎字灯明庵、地目は田、面積は237㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は貸渡人の畑、西側は道路、南側は道路、北側は畑となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の子である借受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化状況から3種と見込まれ10ha未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝へ、上水道は道路に整備済みの埋設管に接続、下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号4の案件は、貸渡人の土田の方と借受人の名古屋市天白区の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井外1筆、地目は畑、面積は合計445㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は貸渡人の宅地と畑、西側は駐車場と貸渡人の宅地と畑、南側は道路と貸渡人の畑、北側は宅地と畑となっており、許可後4ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の娘婿である借受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝へ、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号5の案件は、賃貸人の土田の方と賃借人の東京都港区の法人との間における賃貸借権の設定で、賃借人が従業員の駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字往還北外1筆、地目は畑、面積は合計668㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は賃借人の駐車場、西側は宅地と道路、南側は宅地、北側は宅地と賃借人の駐車場進入路となっており、許可後3ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、賃借法人の従業員用駐車場として、東側及び北側の既存駐車場と一体的に利用するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は敷地内に側溝を設置し前面道路側溝へ、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号6の案件は、貸渡人の土田の方と借受人の土田の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字渡の一部、地目は畑、面積は278.72㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は貸渡人の畑、西側は貸渡人の宅地、南側は道路、北側は宅地となっており、許可後平成28年7月31日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、西側隣接の借受人の祖父である貸渡人の宅地を一体利用して、個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は西側隣接の宅地の前面道路側溝へ、上下水道は西側隣接の宅地の前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号7の案件は、貸渡人の東帷子の方と借受人の今渡の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、東帷子字道弁当、地目は田、面積は529㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は貸渡人の宅地と畑、西側は道路と貸渡人の畑、南側は水路、北側は貸渡人の宅地となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の子である借受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、南帷子小学校まで270m及びかたびら第二幼稚園まで420mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は敷地内にU字溝を設置し南側の水路に放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号8の案件は、譲渡人の岐阜市の方と譲受人の下恵土の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅敷地とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字愛宕、地目は畑、面積は125㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は譲受人と譲受人の妻との共有の宅地、西側は譲受人の妻の宅地、南側は道路、北側は道路となっており、個人住宅敷地とする申請です。

転用事由としましては、譲受人は個人住宅の一体利用敷地とするとのことあります。

なお、譲渡人より農地法の許可を受けずに宅地として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は東側の一体利用地の前面道路側溝へ、上下水道は東側の一体利用地の前面道路の埋設管に接続済み、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号9の案件は、譲渡人の下恵土の方と譲受人の北名古屋市の法人との間におけ

る売買による所有権の移転で、譲受人が宅地分譲とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字広小路、地目は田、面積は 228 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は道路沿いの水路、西側は水路、南側は水路、北側は宅地と道路となっており、許可後 1 年間までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は 1 区画の宅地造成をおこない分譲するとのことでもあります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は東側の前面道路側溝へ、上下水道は北側の道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 10 の案件は、譲渡人の下恵土の方と譲受人の下恵土の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が自宅前の家庭菜園地とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字中島、地目は畑、面積は 165 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は畑、西側は道路、南側は譲渡人の畑、北側は譲受人の宅地となっており、許可後 12 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、北側隣接の譲受人の個人住宅の一体利用地として、家庭菜園地とするとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 11 の案件は、譲渡人の下恵土の方と譲受人の加茂郡七宗町の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が宅地分譲とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、徳野南二丁目外 2 筆、地目は畑、面積は合計 286 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は畑、西側は道路、南側は譲渡人の畑、北側は道路となっており、許可後 3 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、1 区画の宅地造成をおこない分譲するとのことでもあります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、申請地南側隣接の関連案件の 5 条申請受付番号 12 が、同一譲渡人から同時提出されております。

受付番号 12 の案件は、譲渡人の下恵土の方と譲受人の土田の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、徳野南二丁目、地目は畑、面積は 310 m²、第 1 種住居地域内の農地で、

申請地の東側は畑と譲渡人の宅地、西側は道路、南側は道路と譲渡人の宅地、北側は譲渡人の畑となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、南東側の隣接する宅地を一体利用して、個人住宅を建築することとであります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝へ、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、申請地北側隣接の関連案件の 5 条申請受付番号 11 が、同一譲渡人から同時提出されております。

受付番号 13 の案件は、譲渡人の今渡の方と譲受人の今渡の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が自宅前の家庭菜園地とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字後路田、地目は畑、面積は 42 m²、近隣商業地域内の農地で、申請地の東側は宅地、西側は宅地、南側は譲渡人の畑、北側は譲受人の宅地となっており、自宅前で家庭菜園地とする申請です。

転用事由としましては、北側隣接の譲受人の個人住宅の一体利用地として、家庭菜園地とするとの計画であります。

なお、譲渡人より農地法の許可を受けずに宅地として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、近隣商業地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 14 の案件は、賃貸人の川合の方と借借人の長野県千曲市の法人との間における賃貸借権の設定で、借借人が従業員用駐車場及び貨物自動車駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字東野の一部、地目は畑、面積は 462 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は賃貸人の畑、西側は水路、南側は道路、北側は駐車場となっており、許可後 12 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、西側に隣接して借借法人の営業所があり、従業員用駐車場及び貨物自動車駐車場として利用するとの計画であります。

農地転用許可区分は、梶の木内科医院まで 390m 及びあらい歯科医院まで 510m となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 15 の案件は、譲渡人の川合の方外 3 名と譲受人の岐阜市の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が宅地分譲とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字鳥帽子外 2 筆、地目は田、面積は合計 1,816 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は水路、西側は道路沿い水路、南側は田、北側は

田となっており、許可後 12 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は 7 区画の宅地造成をおこない 7 棟の分譲住宅を建築販売するとの計画であります。

農地転用許可区分は、あらい歯科医院まで 240m 及び梶の木内科医院まで 400m となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は敷地内に道路側溝を設け西側前面道路側溝へ、上下水道は敷地内の道路に配管し西側前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号 1 久々利をお願いします。

仙石委員 受付番号 1 について、19 番仙石が報告します。

自宅への進入路の拡幅ということで、特に問題ないと思います。

ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 2 大森をお願いします。

議長 受付番号 2 について、15 番可児が報告します。

可児(す)委員 テニス場と駐車場の間のすごく荒れて遊休農地になっていたところ。太陽光発電施設を設置するということで、問題ないと思います。

議長 奥村委員 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 3 羽崎をお願いします。

受付番号 3 について、1 番奥村が報告します。

貸渡人の子の住宅であり、立地条件等、問題ないと思います。

議長 井藤委員 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 4 土田をお願いします。

受付番号 4 について、10 番井藤が報告します。

農業用倉庫が建っておりますが、先ほどと同じで始末書はなしで差し支えないと思います。娘婿の個人住宅を建てるということで、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路から公共下水の埋設管へ接続ということで、農地に対する支障はないと思います。

議長 井藤委員 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 5 土田をお願いします。

引き続き、受付番号 5 について、10 番井藤が報告します。

受付番号 5 について、周囲は駐車場と宅地になっており、農地に対する支障はないと思います。

議長 井藤委員 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 6 土田をお願いします。

引き続き、受付番号 6 について、10 番井藤が報告します。

祖父の土地を一体利用して孫の家を建てるということで、東側の農地は祖父の土地であり、雨水は西側宅地の道路側溝、上下水道は前面道路、公共下水ということで、農地への影響はないと思います。

議長 勝野委員 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 7 東帷子をお願いします。

受付番号 7 について、16 番勝野が報告します。

数年来稲は作って見えませんが、保全管理されていた田です。西側の県道に一部隣接しており、北と南は宅地、東は宅地と畑ということで、問題になるのは農業用水についてですが、県道の西側、古瀬工区の土地改良したところで、遮断されても問題な

議 長
可児(勉)委員

いということで、農業用水への影響はなく、周囲の状況からみても問題ないと思います。
ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 8 から 12 下恵土お願いします。
受付番号 8 から 12 について、17 番可児が報告します。

受付番号 8 について、50 年以上前から当時の地主さん達で口約束されていたようで、現在宅地として家が建っておりますが、今回きちんとされるということで、当然始末書もでており、やむを得ないと思います。

受付番号 9 について、この辺りは分譲宅地開発されたところで、この度続きで分譲ということで、農地に支障はないと思います。

受付番号 10 について、自宅の前を買って家庭菜園にするということで、問題ないと思います。

受付番号 11 と 12 は同一場所で北と南に区切るだけということで、周囲は住宅地で、問題ないと思います。

議 長
大澤委員

ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 13 今渡お願いします。

受付番号 13 について、12 番大澤が報告します。

以前から使ってみえて、正式に売買して登記するために申請されたもので、すでに譲受人の方が一体的に利用されており、始末書がでております。

続いて、川合もよろしいですか。

議 長
大澤委員

はい、お願いします。

受付番号 14 について、畑換地をした土地改良地内で、中々農業ができないということで、開発が進んできました。今回、隣の物流会社が駐車場を広くしたいということで、一部を駐車場に借りて利用するという事です。ここだけが農地で、東も南も北も農地ではありませんので、転用されても問題ないと思います。

受付番号 15 について、3 筆の土地をまとめて宅地分譲するという事で、開発面積が大きいので市の開発協議になると思いますが、道路もしっかりできており、排水も田の真ん中でできております。川合の場合はパイプラインですので、ここを転用されても問題ないと思います。北側の方が心配ですが承諾を出してみえますし、土地改良も同意を出しておりますので、やむを得ないと思います。

なお、川合も非常に高齢者になっており、今後益々分譲される方が増えてくる可能性があり、農業委員としてどうしたらいいのかと思いますが、今回はやむを得ないと思います。

議 長

ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 4、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見については、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長

異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長

日程第 5、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明させていただきます。今回は2件の申請です。

受付番号1の案件は、当初事業者は分譲住宅目的で平成27年2月27日に転用許可を受け、建築していたところ、買い手がつき個人住宅に目的変更すると共に所有権移転を行うため承認を求めるものです。

当初事業者である譲渡人の岐阜市に支店を持つ大阪の法人と、事業承継者である譲受人の下恵土の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅を購入するためのものです。

土地の概要は、可児駅土地区画整理事業仮換地12街区8-2画地、換地面積165㎡、なお従前地は、下恵土字前田、登記地目は畑、面積は188㎡、近隣商業地域内の農地で、申請地の東側は道路、西側は宅地及び雑種地、南側は道路、北側は譲渡人の宅地となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は申請地の個人住宅を購入するとの計画であります。

農地転用許可区分は、近隣商業地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝へ、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、事業途中での事業計画変更あり、農地性がなく、5条申請は不要としています。

受付番号2の案件は、当初事業者は個人住宅の建築目的であったが、他の土地で住宅を建築したため、事業承継者が譲受け、個人住宅を建築するため承認を求めるものです。

当初事業者である譲渡人の美濃加茂市の方と、事業承継者である譲受人の土田の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅を建築するためのものです。

土地の概要は、下恵土字北林泉、登記地目は畑、面積は363㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は宅地、西側は畑、南側は道路、北側は道路と宅地となっており、許可後1年間までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は申請地に個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は北側前面道路側溝へ、上下水道は北側前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、造成が完了し、農地性がなく、5条申請は不要としています。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言をお願いします。受付番号1、2下恵土お願いします。

可児(勉)委員 受付番号1、2について、17番可児が報告します。

受付番号1、2について、事務局から詳細について説明があったとおり、現地を見ましたが、特に問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長 【意見なしの声多数あり】
 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 5、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見については、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】
 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 日程第 6、議案第 5 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認について、を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 5 号、土地現況確認申請書（非農地）についての内容を説明させていただきます。今月は 1 件の申請があります。
 受付番号 1 の案件は、塩の方が所有する畑と田です。
 土地の概要は、塩字宮下、地目は畑、面積は 42 m²と塩字中根、地目は田、面積は 509 m²。進入路もなく昭和 60 年頃から不耕作となり原野化し、現在に至るとのことです。今回、非農地申請を行うものです。以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言をお願いします。受付番号 1 塩をお願いします。

吉田委員 受付番号 1 について、3 番吉田が報告します。
 一方は谷底に近いところで雑草が生えて山林となってしまっているような状況です。もう一方は竹藪となってしまっており山林原野となっている状況ですので、非農地化について、特に問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長 【意見なしの声多数あり】
 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 6、議案第 5 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認については、原案のとおり申請地が非農地にあたるものとして、これを判断し、通知することに、ご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】
 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり、通知することに決しました。

議 長 日程第 7、議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、を議題とします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。
 今回の利用権の設定内容は、使用貸借 1 件、374 m²の集積となります。
 受付番号 1 は、貸人の中恵土の方と借人の中恵土の方との間での使用貸借権の設定です。
 土地の概要は、中恵土字新屋敷、地目は田、面積は 374 m²、新規設定で、平成 31 年までの 3 年間、利用集積を図るものです。
 なお、関連案件で申請地隣接の南側の貸人の田について、農地法第 3 条の所有権移転申請が、同時提出されております。以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第7、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定については、原案のとおり承認し市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認めます。よって、本案件は、原案のとおり承認、決定し市長宛てに報告します。

議 長 日程第8、議案7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について、を議題といたします。

なお、この案件は、1番奥村武司委員が法人の代表者となっているため、法第24条の議案審議参与制限により審議に加わることができないため、1番奥村武司委員の退席をお願いします。

(奥村武司委員退席)

議 長 それでは、事務局の説明をお願いします。

議 務 局 議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について、説明させていただきます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、市長から協議があった農用地利用配分計画案に対する当委員会の意見を求めるものです。

農用地利用配分計画案の内容については、平成27年第11回議案第67号において、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対して決定され、権利設定された土地について、二野に事務所がある農事組合法人に使用貸借権の設定により利用配分する計画案となっています。

土地の概要は、二野字六反田、地目は田、面積は合計548㎡、再設定で平成37年末までの9年10ヶ月間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第8、議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について、に対する意見は、なしとし、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議がないものと認めます。よって、本案件の意見はなしと決定し、市長宛てに報告します。

ここで、奥村武司委員の着席をお願いします。

(奥村武司委員着席)

議 長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。委員各位には、各案件について慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

これもちまして、平成 28 年第 1 回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。誠に、ご苦勞様でございました。